

東かがわ市告示第30号

令和7年度東かがわ市物価高騰対策給付金事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月23日

東かがわ市長 上村 一郎

令和7年度東かがわ市物価高騰対策給付金事業実施要綱の一部を改正する告示

令和7年度東かがわ市物価高騰対策給付金事業実施要綱（令和8年東かがわ市告示第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(公金受取口座登録済者等以外の者に対する支給申請及び支給の方式) 第7条 略 2 前項の確認書等の提出に基づく支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、 <u>第4号及び第5号</u> に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号から第3号までの規定による支給が困難な場合に限り行う。 (1)・(2) 略 <u>(3) 電子申請方式</u> 申請者が確認書等の内容を電子により市に提出し、 市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式 <u>(4)・(5)</u> 略	(公金受取口座登録済者等以外の者に対する支給申請及び支給の方式) 第7条 略 2 前項の確認書等の提出に基づく支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、 <u>第3号及び第4号</u> に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号 <u>又は第2号</u> による支給が困難な場合に限り行う。 (1)・(2) 略 <u>(3)・(4)</u> 略

附 則

この告示は、令和8年3月30日から施行する。